## 平成30年涌谷町議会定例会6月会議(第2日)

### 平成30年6月21日(木曜日)

### 議事日程(第2号)

- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 報告第 4号 専決処分の報告について
- 1. 報告第 5号 専決処分の報告について
- 1. 報告第 6号 専決処分の報告について
- 1. 報告第 7号 専決処分の報告について
- 1. 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について
- 1. 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について
- 1. 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について
- 1. 議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 1. 議案第45号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 1. 議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第47号 涌谷町町税等の災害減免に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第48号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第49号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例
- 1. 議案第50号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)
- 1. 議案第51号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 1. 議案第52号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 1. 議案第53号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第1号)
- 1. 請願・陳情審査報告
- 1. 請願·陳情
- 1. 議員の派遣について
- 1. 休 会

# 午前10時開会

出席議員(13名)

1番	竹 中	弘 光	君	2番	佐々	木	敏	雄	君
3番	佐々木	みさ子	君	4番	稲	葉		定	君
5番	大 友	啓 一	君	6番	只	野		順	君
7番	後藤	洋 一	君	8番	久			勉	君
9番	杉浦	謙一	君	10番	門	田	善	則	君
11番	大 泉	治	君	12番	鈴	木	英	雅	君
13番	遠藤	釈 雄	君						

## 欠席議員(なし)

# 説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 橋	信き	夫 君	副	ij 🖽 T	長	佐々	木	忠	弘	君
総	渡辺	信明	月君	企 課	全画財政課参事 果	·兼 長	佐々	木	健	_	君
企画財政課参事	今 野	博彳	亍 君	ま	ちづくり推進課	長	小	野	伸	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大 崎	俊 -	- 君	税	总 務 課	長	熊	谷	健	_	君
町民生活課長	高橋	由香	子君	町	「民医療福祉センタ ア ン タ ー		大	友	和	夫	君
町民医療福祉センター 総務管理課参事兼 課 長	浅野	孝,身	电 君	町 福	「民医療福祉センタ 畐 祉 課	/一 長	牛	渡	俊	元	君
町民医療福祉センター子育て支援室長	木 村	智香	子君	町 <b>質</b>	「民医療福祉センタ	'— 長	紺	野		哲	君
農林振興課参事兼 課 長	遠藤	栄	夫 君	建	と 設 課	長	佐々	木	竹	彦	君
上下水道課長	平	茂	1 君	会		長	木	村		敬	君
農業委員会会長	畑岡	Ż	克 君	農事		会長	瀬			晃	君
教育委員会教育長	佐々木	<b>一</b>	ぎ 君	教兼	女 育 総 務 課 長給食センター所	長長	熱	毎		潤	君
生涯学習課参事兼課 長	達曽部	義	色 君	ft.	大表 監 査 委	員	遠	藤	要之	助	君

# 事務局職員出席者

事	務	局	長	髙	橋		貢	総	務	班	長	今	野	千	鶴
主			事	髙	橋	和	生	主			事	目	野	裕	哉

◎開議の宣告 (午前10時)

○議長(遠藤釈雄君) おはようございます。

本日は、6月定例会議2日目にして最終日でございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。 ここで、健康課長より発言の申し出がございましたので、開会前に健康課長のほうから発言をお願い申し上げます。

**〇町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君)** おはようございます。

昨日配付させていただきましたが、第二期のデータヘルス計画・第三期特定健康診査実施計画、平成30年3月付で作成いたしました。計画期間を平成30年度から35年度までとする計画がまとまりましたので、ご参照いただければということで配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

### ◎議事日程の報告

○議長(遠藤釈雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

 $\wedge$	
$\vee$	

### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

- ○議長(遠藤釈雄君) 日程第1、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** おはようございます。私のほうからよろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6,265万7,000円を減額し、総額を73億1,705万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び特定目的基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増額をいたし、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額いたしたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じましたので、それぞれ減額いたしたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費 についてそれぞれ増減の補正をいたしております。 詳細につきましては、担当課長等より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** それでは、平成29年度涌谷町一般会計補正予算(第8号)でございます。

議案書の朗読は省略いたしまして、予算書のほうをお開き願います。

本補正予算につきましては、町長の専決処分の指定についての規定に該当するものについて、歳入歳出予算の 補正を3月30、31日付で専決処分をした報告となります。説明につきましては、昨年の6月会議と同様に金額の 大きなものについて説明させていただきます。

それでは、5ページをお開き願います。

第2表地方債の補正でございます。事業費の確定に伴うもので、5事業全てで減額となり、総額で470万円の 減額となりました。

歳入に入ります。20ページ、21ページをお開き願います。

18款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分として9,600万円を減額しております。 歳出の積立金と合わせまして、本予算後の基金の額は7億5,861万3,000円となるものでございます。その下のふ るさと涌谷創生基金につきましては、本予算後で2億3,083万1,000円、震災復興基金は1億1,423万円となるも のでございます。

歳出に入ります。34ページ、35ページをお開き願います。

4款2項1目の19節負担金補助及び交付金で2,914万4,000円の減額でございますが、大崎地域広域行政事務組合の熱回収施設等整備事業で、平成30年度までの総事業費は変更ありませんが、29年度で補助金が当初の見込みより多く入ったということで、29年度の負担金が減額となっております。

以上で説明を終わります。

〇議長(遠藤釈雄君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解きます。再開します。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

## ◎報告第5号の上程、説明、質疑

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第2、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,776万3,000円を増額し、総額を25億8,031万3,000円にいたしたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に 伴う増減でございます。

歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設による保険事業等が認められたため、国保病院会計 繰出金を増額いたしたものでございます。

また、歳入歳出差引額を財政調整基金に積み立てしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 健康課長。
- ○町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君) 朗読を省略いたしまして、予算書で説明をさせていただきます。 一般会計と同様に、3月31日付で専決処分をしたものの報告でございます。

予算書6ページ、7ページをお開きください。歳入でございます。

- 3 款国庫支出金1項2目療養給付費等負担金3,558万4,000円の増額ですが、給付実績に基づく負担金の確定で ございます。
  - 3目高額医療費共同事業負担金511万8,000円の減額ですが、実績に基づく減額でございます。
  - 4目特定健康診査等負担金6万円の減額ですが、実績に基づくものでございます。
- 2項国庫補助金2目財政調整交付金1億2,678万6,000円の増額につきましては交付決定に伴うもので、1節普 通調整交付金の1,171万8,000円の減額と2節特別調整交付金1億3,850万4,000円の増額につきましては、直営診 療施設事業や医療費窓口負担免除の財政支援分、保険者努力支援制度などの増額でございます。

10目国保制度関係業務準備事業費補助金291万6,000円の増額ですが、制度改正に伴うシステム改修などに係る補助金の交付決定でございます。

5 款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、2目特定健康診査等負担金、合わせて617万6,000円の減額 につきましても、実績に伴い県負担金が減額したものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

2項県補助金2目財政調整交付金につきましては、給付実績に伴い1号交付金で1,306万円を増額し、2号交付金としてはレセプト点検分、国保税の低所得者への減額措置の実施や収納率向上分、経営姿勢良好分など2,084万4,000円の増額で、1号、2号交付金を合わせまして3,390万4,000円の増額としたものでございます。

6 款療養給付費等交付金2,105万3,000円の減額につきましても交付決定によるものですが、退職者医療制度の 被保険者の減少などによる療養給付費の減額に伴うものでございます。

8款1項1目1節財政調整基金利子83万3,000円の増額は、基金利子分でございます。

9款1項1目一般会計繰入金558万1,000円の減額につきましては、実績に伴い節ごとに一般会計繰入金を整理 するものでございますが、2節のその他一般会計繰入金につきましては、特定健診事業で特別調整交付金と財源 組み替えを行ったものでございます。

2項1目1節財政調整基金繰入金1億434万円の減額につきましては、歳入歳出の差額分でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

11款 3 項 3 目 2 節特定健康診査等負担金精算交付金 6 万8,000円の増額につきましては、特定健康診査等負担金の平成28年度分の精算交付で、国・県からの精算でございます。

12ページ、13ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費から、ページをめくりまして、14ページ、15ページ、8 款保健事業費まで、ただいま説明いたしました歳入の増減によりましてそれぞれ財源組み替えを行うものでございます。

次の9款1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金利子など1,144万2,000円を積み立てたものでございます。 積み立て後の平成29年度末の基金残高見込みは3億7,578万円となるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

10款2項1目28節国民健康保険病院事業会計繰出金4,632万1,000円の増額につきましては、特別調整交付金に直診事業分として算入された交付金分を病院事業会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第5号は終了いたしました。

### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

- ○議長(遠藤釈雄君) 日程第3、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。
- 〇町長(大橋信夫君) 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ14万6,000円を増額し、総額を18億4,032万1,000円にいたしたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。 歳出につきましては、介護保険給付基金預金利子を同基金に積み立てしたものでございます。 詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 健康課長。
- ○町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君) 朗読を省略し、予算書で説明させていただきます。 こちらにつきましても、3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、それぞれ給付実績に基づく確定などに伴う増減でございます。

3 款国庫支出金2項1目調整交付金164万円の増額、2目地域支援事業交付金73万8,000円の増額ですが、交付 決定によるものでございます。

3目介護保険事業費補助金1万9,000円の減額につきましては、介護保険システム改修事業の交付決定による ものでございます。

4款県支出金2項1目地域支援事業交付金68万円の増額ですが、交付決定によるものでございます。

3項1目要介護認定事務費委託金3,000円の減額は、実績に伴うものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

5款1項2目地域支援事業支援交付金194万5,000円の増額は、交付決定に伴うものでございます。

6款1項2目1節①介護保険給付基金利子18万7,000円の増額ですが、利子分でございます。

7款1項2目地域支援事業繰入金116万3,000円の増額、3目その他一般会計繰入金1万9,000円の減額ですが、 それぞれ実績見込みに伴う増減でございます。

2項1目1節介護保険給付基金繰入金616万6,000円の減額につきましては、歳入歳出の差分として繰入金を減額したものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出に参ります。

1款1項1目一般管理費13節委託料3万8,000円の減額ですが、歳入を国庫補助金で計上しておりますが、介護保険システム改修業務委託の確定によるものでございます。

3項1目介護認定審査会費3,000円の減額は実績に伴うもので、歳入の県委託金と同額を減額いたしました。 次の2款保険給付費につきましては、歳入の確定に伴いそれぞれ財源組み替えを行ったものでございます。 12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目介護保険給付基金積立金18万7,000円の増額ですが、利子分を積み立てするものでございます。 積み立て後の平成29年度末基金残高見込みは6,999万4,000円となるものでございます。

次の5 款地域支援事業費につきましては、次の14ページ、15ページまで、歳入の確定等に伴い財源組み替えを 行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第6号は終了いたしました。

### ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長(遠藤釈雄君) 日程第4、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 報告第7号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定による収益的収入及び資本的収入を補正したものでございます。 詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務管理課長。
- ○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長(浅野孝典君) それでは、報告第7号、平成29年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として、施設整備、医療機器導入等に対し国民健康保険特別調整交付金を申請し、平成30年3月30日に交付決定を受けたことに対し、専決処分することができる事項の指定の範囲で措置をいたしたものでございます。

それでは、補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に586万6,000円を追加いたしたものでございます。

第3条におきましては、予算第4条で定めた資本的収入3項企業債を4,060万円減額し、8項他会計補助金として、国保特別調整交付金として交付決定を受けた3,988万3,000円を追加いたしたものでございます。

第4条におきましては、予算第5条で定めた企業債の限度額を4,060万円減額し、1,260万円に改めたものでございます。

第5条におきまして、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける額を 5,032万1,000円に改めたものでございます。

それでは、予算書4ページ、5ページをお開き願います。

4ページ、収益的収入の補正でございます。

1款2項2目2節補助金でございますが、国保から交付されます国保特別調整交付金、その他補助金等の決定を受け586万6,000円の増額をいたしたものでございます。補助金の内訳、内容でございますが、医師、看護師、保健師等の確保支援に要した費用に対する助成、あとは救急患者受け入れ体制支援に対する助成、国保直診による健康管理事業に対する助成等になります。

次に、資本的収入の補正でございます。

初めに、下の3款8項のほうからいきます。3款8項1目1節国保会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として、国保直診の施設で統合系医療情報システムの導入及び更新に対する助成として3,988万3,000円の交付決定を受け補正増といたしたものでございます。それらの交付決定を受け、上の段になります、3款3項1目1節企業債収入を4,060万円減額いたしたものでございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(遠藤釈雄君) 休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) それでは、休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

- ○議長(遠藤釈雄君) 日程第5、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 報告第8号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいておりました、農業振興地域整備計画見直し業務委託料及 び道路新設改良事業の繰越明許費総額5,833万2,000円を平成30年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上 げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** それでは、議案書43ページをお開き願います。

報告第8号 繰越明許費繰越計算書でございますが、議案の朗読を省略してご説明申し上げます。

次の44ページをお開き願います。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、平成29年度の予算で議会にお認めいただきました2事業につきまして、平成30年度へ総額5,833万2,000円を繰り越ししております。

その財源内訳といたしましては、未収入特定財源といたしまして、国県支出金1,502万4,000円、地方債3,800万円、一般財源といたしまして530万8,000円となっております。

以上で報告とさせていただきます。終わります。

○議長(遠藤釈雄君) 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第8号は終了いたしました。

### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

- ○議長(遠藤釈雄君) 日程第6、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 報告第9号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいておりました、雨水下水道建設事業の繰越明許費4,030万円を平成30年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(平 茂和君)** それでは、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。 議案書45ページをお開きください。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、さきの3月涌谷町議会定例会においてお認めいただきました繰り越し事業でございます。

議案書46ページをお開きください。内訳でございます。

下水道費の雨水下水道建設事業費のうち、国県支出金2,000万円、地方債2,000万円、一般財源30万円を繰り越 しいたしたものでございます。下水道建設費の雨水下水道建設費につきましては、国の補正予算にかかわります 4,030万円を予定どおり繰り越したものでございます。

工事の中身につきましては、アルプス電気涌谷工場前の雨水排水路整備工事がメーンで、現在発注準備中でございます。工期につきましては、用水時期を避け工事施工を行うため、本格的な工事は9月以降の見通しで、工事完成は12月末を予定しております。

終わります。

〇議長(遠藤釈雄君) 休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第9号は終了いたしました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

- 〇議長(遠藤釈雄君) 次に、日程第7、報告第10号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。 報告理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 報告第10号について申し上げます。

本件は、道路新設改良事業について、年度内の改良に向けて事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰り越しとして総額2,408万4,000円を平成30年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- **〇建設課長(佐々木竹彦君)** それでは、議案書の47ページでございます。

報告第10号 事故繰越し繰越計算書についてでございます。

次のページの48ページ、報告第10号別紙でご説明いたします。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、道路新設改良事業の上谷崎橋補修工事につきまして、田尻川の河川渇水期施工が10月から翌年の6月までの施工条件などであることから、また二度の入札不調により契約時期がおくれたために、契約額の2,408万4,000円を事故繰り越しとするものでございます。

工期は、今年度の7月末でございます。橋の舗装工事が6月末に完了見込みでございますので、交通規制はその時点で解除する予定であります。

終わります。

〇議長(遠藤釈雄君) 休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(遠藤釈雄君) 休憩を解き、再開いたします。

以上で、報告第10号は終了いたしました。

# ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(遠藤釈雄君) 日程第8、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、当町における辺地地域であります岸ヶ森地域について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画を策定いたしましたので、同法第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

計画の内容といたしましては、平成30年度から平成34年度までの計画期間で、町道橋梁整備事業となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

それでは、議案書50ページをお開き願います。

総合整備計画書でございます。

宮城県遠田郡涌谷町、岸ヶ森辺地。辺地の人口、144人。辺地の面積、1.8平方キロメートル。

- 1、辺地の概況としまして、辺地を構成する町または字の名称、遠田郡涌谷町小里字岸ヶ森。辺地の中心の位置、遠田郡涌谷町小里字岸ヶ森西424番地。辺地度点数、108点。
- 2、辺地に係る公共的施設の整備を必要とする事情としましては、岸ヶ森地区の岸ヶ森線を初めとする主要な 生活道路である町道・町道橋について老朽化が進んでおりますので、長寿命化を図るため予防保全を行い生活道 路の確保を図るということでございます。
- 3、公共的施設の整備計画といたしまして、平成30年度から平成34年度までの5年間で、町道・町道橋について、事業主体は涌谷町、事業費は1億556万円、財源内訳の特定財源はなく、一般財源は同額の1億556万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億550万円、この金額がより有利な財政措置のある辺地対策事業債を活用できるもので、充当率100%で元利償還金の80%が交付税措置されるものでございます。

なお、辺地の条件でございますが、辺地の中心となる基準点から、役場、医療機関、郵便局、小中学校等までの距離や自然条件・文化的条件などを点数化し、辺地の点数100点以上の地域が辺地となるもので、平成30年度におきましては、岸ヶ森地区と平成26年9月会議でお認めいただきました生栄巻地区、そして大谷地地区、長根地区が辺地地区となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。5番。
- **○5番(大友啓一君)** これは、町道と町道の橋になっていますけれども、どっちもやるという、工事するという ことですか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- ○建設課長(佐々木竹彦君) 町道に関しましては、岸ヶ森4号線と岸ヶ森線でございます。岸ヶ森4号線は延長 1,400メートルの舗装の打ちかえ工事、それから岸ヶ森線のほうは約1キロメートルの舗装改良でございます。 橋梁の補修に関しましては、岸ヶ森大橋、PC橋の44.8メートルを予定しております。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 5番。
- ○5番(大友啓一君) この地番を見ると、河川沿いの道路なんですよね。脇のほうから来る道路じゃないんですか。あそこ、かなり狭くなっているんですけれども、舗装の打ちかえだけで終わりなんですか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- **〇建設課長(佐々木竹彦君)** 小里の脇のほうから生栄巻大橋に抜ける道路でございます。幅員は一応4メートル ほどでございますので、改良ではなくて舗装の打ちかえを予定しております。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 5番。
- ○5番(大友啓一君) あの生活道路は、すっかりクランク状態なんですよね、あそこ。それで、人の作業場なんかの軒下、きっちり境界になっていますので、拡幅できたらいいのかなとは、常々あそこを通ってちょっとこういう場所を解消してもらいたいなという気持ちあったんですけれども、この際、拡幅のほうまでは手をつけられないということですか、この事業では。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- **〇建設課長(佐々木竹彦君)** 県との協議の中では、打ちかえの要望で今経過しております。
- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(遠藤釈雄君) 起立全員であります。

よって、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。

### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第9、議案第45号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除 に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項に規定する地域 経済牽引事業の促進に関する基本的な計画により定められた促進区域における固定資産税の課税免除に関する条 例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(遠藤釈雄君) 企業立地推進室長より順次説明をお願いします。
- **○まちづくり推進課企業立地推進室長(大崎俊一君)** おはようございます。

私のほうから、条文に入る前に、制度について説明させていただきます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法につきましては、企業立地促進法の一部改正により昨年6月2日に公布され、7月31日に施行されました。地域の特性

を生かし高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する 事業を促進することを目的としております。

スキームとしましては、国の基本方針に基づき市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国が同意します。その同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認いたします。地域経済牽引事業計画につきましては、県知事の承認を受けた事業者は、税制優遇、各種補助金などの支援措置を受けることができます。

現在、宮城県が策定し、国が同意しました基本計画は、ものづくり基本計画、農林水産・食品関連産業基本計画、観光産業基本計画、情報通信関連産業振興基本計画の4計画があり、地域経済牽引事業を導入・促進する地域は涌谷町全域と定めております。

今回の条例の制定につきましては、町内全域で地域経済牽引事業計画が認定された事業者が新たに取得した建物、構築物、土地について3年間、固定資産税を免除しようとするものです。

それでは、条文につきましては、税務課長より説明させていただきます。

**〇税務課長(熊谷健一君)** それでは、私からは条文の内容についてご説明申し上げます。

議案書は51ページから52ページまでになります。

本条例は、企業立地推進室長が説明しましたように、地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する事業のための施設のうち一定の要件を満たすものを設置した事業者に対し、固定資産税の課税免除を実施するものでございます。

まず、第1条ですが、こちらはこの条例の趣旨です。固定資産税の免除に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条は、免除です。市町村及び県は、国の基本方針に基づき基本計画を策定し、対象となる区域及び 事業内容等を定めます。この基本計画に基づき、事業者は独自の地域経済牽引事業計画を策定し、この事業計画 に基づき取得した施設における家屋もしくは構築物及びその敷地である土地が課税免除の対象となります。課税 免除の期間は、新たな固定資産税を課することとなった年度から3年間とするものでございます。

次に、第3条は、免除の申請及び決定です。課税免除申請書の提出期限を納付期限の7日前までと規定し、町 長は、申請書を受理したときは、審査の上、免除の可否を申請者に通知するものでございます。

次に、第4条は、免除の取消しです。虚偽の申請等があったときは、免除を取り消す規定でございます。

次に、第5条は、規則への委任です。課税免除申請書の様式等、必要な事項は規則で定めるものでございます。 最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** 免除になった固定資産税分は、どこが町のほうに支払いになるのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 税務課長。
- ○税務課長(熊谷健一君) こちらの減収分の補塡につきましては、地方交付税で減収額の75%が補塡される予定となっております。

○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。(「はい、了解です」の声あり)ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(遠藤釈雄君) 起立全員であります。

よって、議案第45号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第10、議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、特殊勤務手当に関する人事院規則が平成30年3月31日に改正され、平成30年4月1日から施行されたことに伴う特殊勤務手当の額の改正及び医師に対して支給する研究手当について、町の現状に合わせ支給対象者等の改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(渡辺信明君)** それでは、議案書53ページをお開き願います。

議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、特殊勤務手当に関する人事院規則が 改正されまして、4月1日から施行されたことに伴い、夜間看護手当、夜間介護手当の額の改正と医師に対して 支給しております研究手当について改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表52ページ、53ページをお開き願います。

初めに、52ページの見出しのところで、「議案第46条関係」というふうになってございますが、ここのところ、 「議案第46号」の誤りですので、大変申しわけございませんが訂正方お願いしたいと思います。

それから、次の議案になりますけれども、55ページになります。新旧対照表の55ページにおきましても、「議

案第47条関係」となっておりますが、「議案第47号関係」の誤りでございましたので、これもあわせて訂正をお願いいたしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、新旧対照表の52ページを見ていただきたいと思いますが、改正前の表中、1、研究手当でございますが、現在はセンター長、月額33万円、その次に副センター長・参事、月額28万円と定めておりますが、改正後の表でございますけれども、院長・老人保健施設長の区分を新たに定めようとするものでございます。これまでは、特別職であるセンター長の次に4級職の副センター長・参事としており、5級職に対する区分設定がなかったために、5級職の院長・老健施設長には4級職の副センター長と同額を支給しておりましたことから、今回5級職に対する区分を追加し、研究手当の額を30万円にしようとするものでございます。

なお、研究手当の支給対象者が医師であることをわかりやすくするために、表中に医師のほうを追加するもの でございます。

それから、人事院規則の改正によるものといたしまして、53ページになりますが、4の夜間看護手当、5の夜間介護手当で、夜間の勤務時間に対しましてそれぞれ額の引き上げの改正を行うものでございます。

議案書のほうにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。 説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第11、議案第47号 涌谷町町税等の災害減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、条例において法律を引用している

条項に条ずれ等が生じたことから、一部改正をいたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 税務課長。
- ○税務課長(熊谷健一君) 涌谷町町税等の災害減免に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。 議案書は54ページ、新旧対照表は55ページから57ページまでになります。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、国で定めています災害被害者に対する地方税の減免措置等についての規定が改正されました。本条例もこれらの改正に伴い、引用条項等を変更するものでございます。 附則としまして、この条例は、平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号 涌谷町町税等の災害減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 涌谷町町税等の災害減免に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第12、議案第48号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、課税免除が適用される期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 税務課長。
- ○税務課長(熊谷健一君) 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につ

いてご説明申し上げます。

議案書は55ページ、新旧対照表は58ページをお開き願います。

現在、涌谷町復興産業集積区域内において、平成31年3月31日までに一定の条件を満たす資産を新設または増設した場合、その資産に係る固定資産税を新たに課すべき年度以降5年度分につきまして、全額課税免除をしているところでございます。

今回の改正は、関係省令の改正に伴い、対象資産の新設・増設の取得期間を平成33年3月31日までとし、2年間延長するものでございます。

なお、減収分は地方交付税で75%が補塡されるものでございます。

最後に、附則としまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する 条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(遠藤釈雄君) 日程第13、議案第49号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことにより、条例の一部改正をいたそうとするものです。

詳細につきましては、担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。

〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 議案第49号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書56ページ、新旧対照表は59ページになります。

本条例は、放課後学童クラブの設備や運営に関する基準を定めるもので、今回改正いたす第10条第3項において、放課後児童支援員の資格要件の研修を受講できる基礎資格を定めております。

議案の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

第10条第3項第4号、改正前の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、改正後は「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者」にいたすもので、当該規定の対象者の具体的な範囲について、改正前後で教育職員としての一定の資質を有する者を対象とするという解釈に変更はありませんが、より明確にいたすものとされています。なお、教員免許更新制の導入により、かつて教員免許を取得したが、免許自体は更新を受けておらず、失効している方についても対象となります。

次に、第9号の次に第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と 認めたもの」を加えるものです。内容といたしましては、これまで中卒者については放課後児童支援員の基礎資格がありませんでしたが、今回の改正により取得できるよう拡大するものです。

施行日を平成30年4月1日とし、遡及適用といたすものです。遡及いたすことで、支援員への影響はございません。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時56分

#### ○議長(遠藤釈雄君) 再開いたします。

### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第14、議案第50号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,007万円を増額し、総額を72億263万9,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国・県支出金におきまして、補助内示等によりそれぞれ措置をいたし、繰入金におきましては、今回の財源として財政調整基金及びふるさと涌谷創生基金繰入金を増額するものでございます。町債につきましては、今回の歳出補正に伴い地方債を増額いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴い、それぞれ組み替え措置をいた すものでございます。

総務費におきましては、友好都市でありますアメリカ合衆国サリナス市への表敬訪問に要する経費を増額いた し、今後の交流について意見交換をしてまいりたいと考えております。また、宝くじ助成事業であるコミニュティ助成事業補助金を増額いたし、自治会活動を支援してまいります。

民生費におきましては、高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」の空調設備改修に要する経費を増額いたすほか、 放課後学童クラブにつきましては、狭隘となった施設を統合し、涌谷第一小学校敷地内へ平成31年度に新築整備 できるよう設計業務を計上いたし、準備を進めてまいります。

衛生費におきましては、新たにがん患者医療用ウイッグ購入助成事業を新設し、がん患者の就労や社会参加し やすい環境を整えてまいります。

商工費におきましては、企業立地促進条例による奨励金対象額が確定したことに伴い、措置いたすものでございます。

土木費につきましては、当初、国庫補助事業で見込んでおりました町道改修事業が、制度見直しにより地方債を活用した単独事業へ変更となったこと及び同補助金の内示による措置並びにさきの議案でお認めいただきました岸ヶ森辺地地域の道路改良事業を増額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、小学校において支援が必要な児童への対応として教諭補助員を増員いたし、さらに小学校・幼稚園において遊具点検の結果、危険と判断された遊具を撤去いたし、児童園児が安心して活動できるよう配慮してまいります。また、中学校においては、学力向上研究指定校となったことから所要の経費を増額いた

し、子供たちの学力を伸ばしてまいりたいと考えております。社会教育におきましては、川崎市ふれあいサマーキャンプ受け入れに要する経費を増額いたし、川崎市の子供たちと交流することにより、涌谷の子供たちがともに成長することを期待しております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 以上です。

- ○議長(遠藤釈雄君) それでは、総務課長から順次説明をお願いします。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) それでは、議案第50号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)でございます。

補正予算書の42ページ、43ページをお開き願います。

まず、人件費から説明させていただきます。

42ページ、給与費明細書、1、特別職でございます。この表の下、比較のところを見ていただきたいと思いますが、長等の欄の共済費で6万円の減となっておりますが、これにつきましては市町村共済組合の掛金率の減によるものでございます。

その他特別職の欄で、報酬4,000円の増となっておりますが、工業統計調査員報酬の増によるものでございます。

続きまして、43ページ、一般職でございます。 (1) の総括の比較の欄を見ていただきたいと思いますが、給 与費で給料及び職員手当の計といたしまして958万5,000円の増、共済費で50万7,000円の増となっておりますが、 このことにつきましては、共済費の掛金率では減となりましたが、4月の人事異動後の年間見込み額と当初予算 との差により増額をお願いするものでございます。

(2) のその他給与費明細に含まれない人件費の退職手当負担金及び児童手当の増につきましても、人事異動によるものでございます。

4ページにお戻り願います。

**〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 第2表債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加ですが、財務会計システム更改事業の追加で、期間は平成31年度から平成36年度まで、限度額は1,330万5,000円でございます。

第3表地方債補正の1、地方債の追加につきましては、いずれも今回の補正に伴うもので、学童保育施設整備 事業につきましては起債メニューの社会福祉施設整備事業債で、高齢者福祉施設空調設備改修事業につきまして は緊急防災・減災事業債、町道改修事業につきましては公共施設等適正管理推進事業債、辺地対策事業につきま しては辺地対策事業債でございます。

2、地方債の変更につきましては、道路整備事業において、社会資本整備総合交付金の内示などにより増額となり、地方道路等整備事業につきましては、辺地債事業への組み替えで減額となったものでございます。

それでは、歳入に入ります。8ページ、9ページをお開きください。

- 〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 14款国庫支出金⑨児童虐待対策総合支援事業補助金54 万3,000円の減額は、人事異動による歳出の減額に伴う補助金の減額でございます。終わります。
- **○建設課長(佐々木竹彦君)** 続きまして、5目土木費国庫補助金1節道路改良費補助金164万8,000円の減額は、 社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものです。

続きまして、6節住宅費補助金20万円の増額は、木造住宅耐震改修工事助成事業の2棟分に係る交付金が増額 されたことによるものでございます。

- 〇町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君) 15款県支出金2項3目1節⑯がん患者医療用ウイッグ購入助成 事業費補助金10万円でございますが、がん治療に伴うウイッグ購入費用に対する助成事業で、町が行う助成金の 2分の1が県から交付されるものでございます。終わります。
- **〇建設課長(佐々木竹彦君)** 6 目土木費県補助金1節住宅費補助金20万円の増額は、国と同じく木造住宅耐震改修工事助成事業の2棟分に係る補助金が上乗せ増額されたことによるものでございます。終わります。
- **〇生涯学習課参事兼課長(達曽部義美君)** 8 目教育費県補助金 3 節社会教育費補助金 ①協働教育プラットホーム 事業補助金36万3,000円の減、②宮城県放課後子ども教室推進事業補助金152万5,000円減、県の方針で③地域学 校協働活動推進事業補助金に一本化によるものでございます。終わります。

10ページ、11ページをお開き願います。

- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 3項1目3節統計調査費委託金で2万2,000円の増額ですが、いずれ も交付決定によるものでございます。終わります。
- ○建設課長(佐々木竹彦君) 4目土木費委託金2節道路橋りょう費委託金5万7,000円の増額は、田尻川河川愛護会補助金に係る委託金が増額確定されたことによるものです。補助金額は184万円となります。終わります。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) 6目教育費委託金1節教育費委託金⑦学力向上研究指定校事業委託金30万円の増額につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、今年度に入り涌谷中学校において学力向上研究指定校にされたことから増額をお願いするものです。教員指導力向上のための実践研究を推進するものでございます。
- **○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 18款2項1目財政調整基金繰入金1,800万円の増額ですが、今回の調整財源とするものでございます。繰り入れ後の残高は4億8,761万3,000円となります。

3目ふるさと涌谷創生基金繰入金537万6,000円の増額ですが、歳出のサリナス訪問事業委託料と日本遺産申請支援業務委託料に充当するものでございます。繰り入れ後の残高は1億7,544万円となります。

次の20款諸収入の3項1目1節①地域振興公社運転資金貸付金返還金540万円の増額ですが、現在公社に貸し付けしております2,700万円につきまして、年540万円返済し、5年間で完済する旨の協議が整いましたので、今回歳入を見込むものでございます。終わります。

- ○まちづくり推進課長(小野伸二君) 5項雑入⊗コミュニティ助成事業助成金250万円でございますが、宝くじの収益金を原資とする助成金の交付決定により予算計上するものでございます。詳細は歳出のコミュニティ事業費でご説明いたします。終わります。
- 〇農林振興課参事兼課長(遠藤栄夫君) 

  ②土地改良事業等負担金返還金につきましては、平成28年度土地改良事業等調査委託費の事務費に不用額が生じたため返還を受けるもので、6,000円をお願いするものです。終わります。
- **○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 12ページ、13ページをお開き願います。

21款町債につきましては、第2表地方債の補正で説明させていただきましたので省略させていただきます。 14ページ、15ページをお開き願います。 ○議会事務局長(髙橋 貢) 14ページ、歳出になります。

1款1項1目細目2議会管理運営経費でございます。旅費の7万円減、需用費③燃料費の1万円増、使用料及び賃借料の6万円の増については、視察に伴う財源の内訳を変えるものでございます。以上です。

○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 続きまして、2款総務費でございます。

次のページ、16ページ、17ページをお開き願います。

1項1目、細目2一般管理経費12節④広告料で10万8,000円の増額でございますが、ふるさと納税を活用いたしまして、今年度、ガバメントクラウドファンディングにより「金のいぶき」を広めて、地元農業の活性化と全国の人々の健康増進貢献プロジェクトといたしまして300万円の寄附を募っておりますが、現在まで8万円ということで伸び悩んでおりますことから、今回インターネットを利用いたしまして広告の幅を広げようとするものでございます。

次に、4目、細目2の庁舎管理経費12節②空調機器移設手数料14万6,000円の増額でございますが、町長室にあります冷暖房機が故障いたしましたことにより、旧箟岳小学校でこれまで使用しておりました冷房機を移設し使用するための費用でございます。終わります。

- **○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 5目企画費の13節委託料で300万円の増額ですが、平成10年8月に友 好都市協定を締結しておりますサリナス市を表敬訪問するための委託料でございます。終わります。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 次の細目 4 情報化推進経費12節②地図情報システム保守管理手数料で54万円 の増額でございますが、このことにつきましては、当初予算要求の際には、何かトラブルが起きたときにはその 都度対応するスポット対応でも対応できるのではないかということで要求を見送ったところでございますが、スポット対応で対応した場合、今回の要求額以上の費用が見込まれますことから、今回年間保守管理手数料として 増額をお願いするものでございます。本来でありますと当初で予算措置すべきものを今回の補正予算での計上と なりましたこと、大変申しわけございませんでした。今後はこのようなことのないよう十分注意してまいります。終わります。
- ○まちづくり推進課長(小野伸二君) 10目コミュニティ事業費でございます。251万1,000円の増額でございますが、9節旅費②普通旅費で6,000円、11節需用費②消耗品費で5,000円の増額につきましては、今年度、県と共催で市町村パートナーシップ事業に係る啓発事業を行うことになりました。内容は男女共同参画啓発事業といたしまして講演会を行おうとするものでございます。なお、講演会に係る講演者につきましては県の対応となりますが、町といたしましては、講師の会場までの旅費及び事業に係る消耗品につきまして今回お願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金250万円の増額でございますが、先ほど歳入でもご説明いたしました宝くじの収益金を原資にした助成金の交付決定がございまして、今回は10区自治会に対しまして自治会活動に係る経費といたしまして集会所等の備品等の購入費用として250万円を補助するものでございます。終わります。

O税務課長(熊谷健一君) 2項徴税費、18ページ、19ページをお開き願います。

2 目細目 1 賦課事務経費13節委託料45万円の増額ですが、国土調査の誤りが発見されましたので、地図訂正と 地積更正のための業務委託料をお願いするものでございます。終わります。

**〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 5項統計調査費ですが、交付決定によりまして、各統計調査費の所要

額の増額でございます。終わります。

**〇町民医療福祉センター福祉課長(牛渡俊元君)** 20ページ、21ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費、細目2社会福祉事務経費になります。19節負担金補助及び交付金④涌谷町社会福祉協議会補助金20万円でございますが、社会福祉団体への事務補助金として追加交付するものです。この補助金につきましては、当初予算に計上すべきでございました。大変申しわけありませんでした。今後このようなことがないように注意してまいりたいと思います。終わります。

- 〇町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君) 細目3国民健康保険対策経費19万3,000円の増額ですが、国保会計への繰り出しで、健康管理センター、歯科保健センター、特定健診事業費繰り出し、いずれも人事異動に伴う人件費繰り出しでございます。終わります。
- 〇町民医療福祉センター福祉課長(牛渡俊元君) 次の細目 4 臨時福祉給付金支給経費でございます。①償還金、 臨時福祉給付金事業費補助金返還金118万5,000円、それから臨時福祉給付金の事務費補助金返還金193万1,000円 につきましては、平成28年度の経済対策分と障害・遺族年金受給者向け給付金の事業費と事務費の確定による返 還金でございます。

次の22ページ、23ページをお開きください。

3目老人福祉費の細目1在宅老人福祉経費になります。①工事請負費として高齢者福祉複合施設空調設備改修工事977万3,000円でございますが、こちらにつきましては町長の説明にもございましたとおり、高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」の特別養護老人ホーム及び生活支援ハウスの4ユニットのうち2ユニットの空調設備が故障いたしました。施設設置から15年が経過しているためメーカーの部品供給も終了しており、他の2ユニットも近い将来に故障のおそれがあるため、4ユニット全部の改修を行うものです。終わります。

- 〇町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君) 細目 5 介護保険対策経費①繰出金304万8,000円の減額ですが、 介護保険事業会計への繰り出しで、人事異動に伴う人件費など繰出金を補正するものでございます。終わります。
- 〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 2項1目細目8児童虐待防止対策経費14万円の減額の うち、共済費と賃金につきましては、人事異動に伴う子ども家庭支援員等賃金の組み替えによる減額でございま す。11節需用費の燃料費3万6,000円の増額につきましては、訪問に利用する公用車の燃料費が補助対象となり ますことから計上いたすものです。なお、公用車は包括支援センターの所有車を借用しております。

4目細目2児童館運営事業経費につきましては、利用頻度が少ない小里箟岳放課後学童クラブの電子複写機を 涌谷中学校へ移設するため、リース料7万4,000円を減額いたすものです。なお、同クラブには使用していない 小型のファクスを設置いたします。

細目3児童館施設整備費13節放課後学童クラブ施設整備設計業務委託料の599万5,000円の増額につきましては、 涌谷第一小学校区に新たに放課後学童クラブを整備いたすための設計費用について計上いたすものです。

詳細は、会議資料で説明いたします。定例会資料7ページをお開き願います。

放課後学童クラブの整備についてご説明いたします。説明に時間を要しますこと、ご了承願います。

背景といたしまして、平成24年、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象年齢がおおむね10歳未満、 4年生未満から小学校に就学している児童に拡大され、平成27年度から施行されました。また、厚労省・文科省 により策定された放課後子ども総合プランにおいて、平成31年度末までに放課後児童クラブ待機児童の受け皿確 保が目標とされました。これらを受け、当町でも受け入れ拡大の検討を開始いたしました。

経過といたしまして、平成29年度、八雲児童館、第一小学校学童クラブ、杉の子学童クラブ、小里箟岳学童クラブにおいて、これまで3年生までだったものを4年生までの受け入れ拡大をいたしております。さらに、小里箟岳学童クラブにつきましては、箟岳白山小学校体育館内に整備し、6年生までの受け入れを開始しています。涌谷第一小学校区と月将館小学校区の学童クラブの5年生から6年生までの受け入れ拡大が課題となっております。

対策といたしまして、平成29年度、庁舎内で学童クラブ整備等検討会議を立ち上げました。この中で、八雲と第一小学校学童クラブを統合し、第一小学校空き教室を利用する、杉の子学童クラブはテラスを部屋として整備、または月将館小学校の空き教室を利用するとの意見がまとまり、町長から教育長へ協議を申し入れました。その回答は、新学習指導要領への移行、学習環境の多様化により両校とも転用可能な余裕教室はないとの回答でした。平成30年度、検討会議内で再度検討し、まず規模の大きさから整備に時間を要し喫緊の課題である涌谷第一小学校区の学童クラブについて、第一小学校体育館北側を候補地とし新学童クラブを建設するとの意見がまとまり、町長から教育長に再度の協議を申し入れ、特に異議はないとの回答をいただきました。なお、杉の子学童クラブにつきましては、教育委員会及び月将館小学校と再度協議していきたいと考えております。

続きまして、右側をごらんください。涌谷第一小学校区学童クラブの建設計画についてご説明いたします。

建設場所(1)学校敷地内に選定した理由といたしまして、児童の交通上の危険回避が必要であること。放課後子ども総合プランにおいて、①学校施設を徹底利用した実施を促進すること、②将来的に全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう同一の小学校内で放課後子ども教室と放課後学童クラブを実施し、一体的に運営することを目標とすることがうたわれています。また、規模から整備に時間を要するため、早期に敷地を選定する必要があります。

建設場所(2)体育館北側に選定した理由といたしまして、第一小学校敷地内の建設候補地として東校舎及び 築山の周辺5カ所が上げられましたが、次に記載しました問題点があり、これらのことから第一小学校体育館北 側、現在の職員駐車場に建設する方針で意見がまとまりました。

面積は、1,118平米となっております。

配置図は、次のページに航空写真を掲載しております。

建設規模につきましては、2つの学童クラブの統合、5年生から6年生の受け入れによる登録者の増加、これらを考慮し各学童クラブの登録児童数の推計を行いました。結果は次ページに掲載しておりますが、その推計を踏まえ、160人を定員とする施設を建設します。さらに、新学童クラブ利用開始による潜在待機児童の顕在化、共働き世代の増加などニーズ増への備えとして、児童1人当たり面積を標準1.65平米から1.85平米に拡大して建設することで最大180人まで対応できる施設といたします。

全体の規模といたしましては、共用部分、職員室、静養室などを含めて延べ床面積500平米、約150坪、2階建 てを想定しております。

財源確保といたしましては、建設に当たって有利な交付金を確保できるよう、国・県と協議してまいります。 当該交付金の概要は、次のとおりです。子ども・子育て支援整備交付金、対象額は支援単位40人当たり2,571 万3,000円を上限とし、4支援単位で1億285万2,000円となります。負担割合としましては、学校敷地内設置を 推奨、定員増を伴う整備、子育て安心プランへの参加などの要件を満たすことで町は6分の1の負担となります。 建設スケジュールにつきましては、放課後子ども総合プランにおける目標、平成31年度までに受け皿確保に基づき、交付金の申請・内示等や設計・建設の工期等を考慮し、次のスケジュールを予定しております。平成30年度、基本設計、実施設計、6月補正により予算を計上しております。平成31年度、建設、31年度当初予算に予算を計上予定しております。平成32年度4月から新学童クラブ利用開始を目指します。

なお、放課後学童クラブの児童移動が完了いたしました後、八雲児童館につきましては、児童館本来の役割が 機能できるようになりますことから当面この場で運営いたすことにし、今後の方向性については平成32年からの 新涌谷町安心子育て支援プラン策定時に検討いたしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**〇町民医療福祉センター健康課長(紺野 哲君)** 24ページ、25ページをお開きください。

4款衛生費1項1目細目2保健衛生事務経費、がん患者医療用ウイッグ購入助成金20万円の追加ですが、がん 治療に伴う脱毛に悩む方へ社会参加を支援促進するための助成事業でございます。ウイッグ購入費用について2 万円を上限に助成するもので、今回は10人分を措置いたします。財源としましては、歳入に計上しておりますが、 町の助成金の2分の1が県補助金として交付されるものでございます。終わります。

**〇町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長(浅野孝典君)** 26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

4項1目細目3看護師等奨学資金貸付事務経費72万円の補正をお願いするものでございます。貸付金につきましては当初、継続の方3名、新規2名の予算措置を行っておりましたが、新規2名の予定が新規3名の申請を受け、今回1名分、正看護師月額6万円の1年分72万円の補正をお願いするものでございます。終わります。

**○まちづくり推進課企業立地推進室長(大崎俊一君)** 続きまして、28、29ページをお開きください。

7款商工費1項2目細目2企業誘致対策経費19節④補助交付金110万円の増をお願いするものです。涌谷町企業立地促進条例に基づきます補助金の交付であり、申請により新規で1社を計上するとともに、当初予算で計上いたしておりました2社につきましては、本年度の固定資産税の確定により当初予算から減額となることから相殺して計上をお願いするものでございます。終わります。

**○建設課長(佐々木竹彦君)** 続きまして、8款土木費です。補正総額は2,781万1,000円の増額をお願いするものです。

1項1目土木総務費19節負担金補助及び交付金の40万円の増額は、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金で国 と県の交付金額が増額されたものによる増額です。

2項1目細目2道路橋りょう総務経費の河川愛護会補助金は、県の委託金が5万7,000円増額され、184万円となったものです。

続きまして、30、31ページをお開きください。

3目道路新設改良費の15節工事請負費は、交付金事業の道路改良工事の520万円増と岸ヶ森4号線等の舗装補 修工事費に2,400万円の増額をお願いするものです。

22節補償補てん及び賠償金は、交付金事業の大谷地線道路改良移転補償契約が1地権者と成立したことから、 予算残額の107万8,000円の減額をお願いするものでございます。 続きまして、4項1目住宅管理費⑥修繕料の50万円の増額は、八雲住宅等の町営住宅の小破修理に不足が見込まれることから増額をお願いするものです。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) 10款教育費になります。32ページ、33ページをお開きください。

2項1目細目2小学校管理経費4節共済費20万5,000円の増、7節賃金103万2,000円の増額については、箟岳 白山小学校の学習障害の児童を指導していただく先生が不足することから、臨時教諭補助に係る経費をお願いす るものです。

15節工事請負費67万9,000円の増額については、ことし3月に学校の遊具点検を行ったところ、涌谷第一小学校の遊具の一部で危険性が高いと判断された鉄棒やジャングルジム等の撤去に係る費用をお願いするものです。

3項中学校費1目中学校管理費細目3外国青年招致事業経費13節委託料65万円の減額及び14節使用料及び賃借料65万円の増額については、当初予算でお認めいただきましたイングリッシュキャンプ事業委託料のうち65万円の組み替えをお願いするものです。これは、当初委託料で考えておりました生徒の宿泊料及び随行する職員の宿泊料について、旅行業法の関係から直接宿に支払おうとするため、今回組み替えをお願いするものです。

34ページ、35ページをお開きください。

2目中学校教育振興費8節報償費、9節旅費、11節需用費につきましては、歳入でご説明いたしました学力向 上指定校になったことにより係る経費30万円で、報償費8万円は講師謝金、旅費8万4,000円は教職員の研修に 係る旅費、需用費13万7,000円は本事業に係る用紙代やインク代の消耗品に係る費用の増額をお願いするもので す。なお、本事業の指定校として平成32年度までの3カ年行われることとなっております。

12節役務費、細節②手数料10万円の増額及び14節使用料及び賃借料7万5,000円の増額については、涌谷中学校で職員室と事務室が離れていることからコピー機の増設を検討しておりましたが、箟岳白山小学校の放課後学童クラブに設置してあるコピー機の使用頻度が低いということからこれを移設し、中学校で使用させていただく月々にかかる経費を計上するものです。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費15節工事請負費52万円につきましては、小学校管理経費と同様に3月の遊具点 検におきまして涌谷南幼稚園のブランコが危険性が高いと判定されたことにより撤去をお願いするものですが、 この幼稚園のブランコは園児にとってメーンの遊具であることから、廃校した旧箟岳小学校からの移設も含めて お願いするものでございます。

**〇生涯学習課参事兼課長(達曽部義美君)** 36ページ、37ページをお開き願います。

5項社会教育費2目公民館費、細目2公民館運営経費22万2,000円の増額でございますが、神奈川県川崎市青少年地域間交流事業2018年ふれあいサマーキャンプ事業は、青少年地域間交流事業として川崎市と交流している全国6自治体の中から当町を希望された方々に対する歓迎と当町の地場産品のPRに伴うものでございます。

8節報償費①報償金10万円の増額でございますが、歓迎会のイベント2団体の出演謝礼と農家体験の協力農家 3農家への謝礼によるものでございます。②記念品4万8,000円の増額でございますが、参加記念品として涌谷 町オリジナルトートバッグと日本発の産金地のPRとして金のしおりとなります。

11節需用費①食糧費2万4,000円の増額でございますが、参加者滞在期間の3日間の涌谷町の特産品はとむぎ 茶となります。②消耗品費2万円の増額でございますが、木工工作材料代でございます。⑦賄材料費2万円の増 額ですが、特産品である金のいぶき、地場産の野菜を使用したカレーライスの材料代等をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料1万円の増額ですが、イベント会場使用料をお願いするものでございます。

38ページ、39ページをお開き願いたいと思います。

3目文化財保護費、最初に13節委託料につきまして説明いたします。天平ろまん館企画展示委託料につきまして当初で64万2,000円を計上しておりましたが、事業主体などを見直し、委託料をやめて町で事業を行うことといたしました。そのため予算の組み替えをお願いするものでございます。組み替えの内容は次のとおりです。8節報償費、講話会などの講師謝礼として2万円、9節旅費、展示委託調査などの旅費として3万2,000円、11節需用費②消耗品費、展示用の消耗品として16万6,000円、④印刷製本費、企画展のチラシなどとして13万5,000円、12節役務費①通信運搬費、企画展示のチラシの発送代として5万円、③保険料、借用展示物の保険代として5万円、13節委託料として展示用借用資料の運搬業務委託料として9万8,000円、14節使用料及び賃借料、展示グラフィック用ソフトウエア使用料として9万1,000円。

13節委託料に戻りますが、日本遺産申請支援業務委託料として237万6,000円の増額でございますが、日本遺産申請及び認定に伴うアドバイザーの日本遺産申請支援事業委託料によるものでございます。なお、日本遺産認定件数は100件ですが、残り33件となります。終わります。

- ○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) 6項2目給食センター運営費②手数料につきましては、春先に学校給食センター調理員の家族がサポウイルスに感染したことから、この調理員には仕事を休んでいただいたところですが、念のため従事する調理員については請負業者負担で検査をしたところです。これにあわせて、当方の職員についても検査を行うこととし、不足する費用として3万5,000円の増額をお願いするものです。
- **○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 40ページ、41ページをお開き願います。

14款予備費3万5,000円の減額につきましては、歳入歳出の調整をしたものでございます。 以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) 昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

- O議長(遠藤釈雄君) 再開いたします。
  - 一般会計補正予算、先ほど休憩前に説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、4ページ、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に歳入ですが、歳入は一括質疑となります。

8ページ、14款国庫支出金から10ページの20款諸収入までについてご質疑ございませんか。4番。

- ○4番(稲葉 定君) 11ページの地域振興公社運転資金貸付金返還金540万円ですけれども、当初では本来2,700万円の、私のこれは主張だったんですけれども、2,700万円の計上をすべきだということで当初のときは述べたんですが、今でもその考えには変わりはないんだけれども、本来だったら当初で2,700万円の計上をして、今回は減額補正の2,160万円とすべきだったのではないかと思いますけれども、それをお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 29年度で300万円返済しまして、平成30年からの残額として2,700万円 の貸付金があったわけでございますが、指定管理期間が5年ということで、毎年540万円の返済となったものでございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 4番。
- ○4番(稲葉 定君) 先ほどの主張、2,160万円の補正を更正すべきだということの根拠なんですけれども、複式簿記においては会計が、継続の原則というのがあるんですね。単式簿記でそれがあるのでなく、それは私、定かではないんだけれども、継続しないといわゆる忘れてしまうというか、落ちてしまうことが多々あるわけですね。だから、当初の予算のときには計上しないのはだめだということで反対意見に回ったんですけれども、そういう計上をしないことが継続してそれが恣意的になってしまうと、恣意的な財政運営のおそれが十分に出てくると思うんです。現金主義だとそのときには答弁いただいたんだけれども、例え現金主義だろうが何だろうがそういった恣意的な財政運営はこういった自治体では好ましくないことなので、その辺どうお考えになるか尋ねたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君) 公社においては、単式簿記ではなく複式簿記を採用しておりまして、あくまでも一時貸付金ではなく、長期貸付金ということで5年の返済になったものでございます。 (「公社でなくて町の、町の会計というか……」の声あり)
- ○議長(遠藤釈雄君) 不規則発言は控えてください。 質問者は、当初になぜこの項目設定をしなかったのかということを聞いていると思うんですが、その趣旨に従って答弁をお願いします。再答弁。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 町での歳入の科目設定ということでよろしいですか。
- ○議長(遠藤釈雄君) 当初に、20款3項1目に本来出しておくべきではなかったのかということを尋ねているんですが、そのことについて、予算書の作成上、誤りではなかったのかということを質問者は質問しているようですが。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 当初の段階では、貸付金の返済に関してはまだ300万円返すということでしか協議が整っていなかったので、そういうことになったのではないかと思われます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 4番。
- ○4番(稲葉 定君) 当初の予算のときに申し上げたんだけれども、2,700万円を計上しておれば何の問題もなかったと思うんですね。計上しなかったために今の私の質問もあるし、そういうことなので、どうして2,700万円を計上しないで、今整ったからって、整ったのはいつ、返済、5年計画で返すというの、いつ、何月何日にそれが整った、話し合いがついたんですか。それを伺います。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- ○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君) 4月10日の日ですね、公社と町執行部で協議いたしまして、貸付金の返済については毎年540万円、そして34年度までの5年間で完済するということで、5月25日で協議が整った形となっております。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 1番、関連。
- ○1番(竹中弘光君) 今の4番議員の同じ形なんですけれども、一応今の課長の説明におきますと、5年の指定管理期間があるから、それで割って540万円ずつ毎年払っていくよと、その趣旨はわかるんです。趣旨はわかるんだけれども、じゃあ540万円出したと、数字を割れば出てくるんだけれども、それを本当に払えると確認したんですか。そういうものを出せたんですか。長期返済能力検討書というか、売り上げがこのように推移しますと、そして経費がこのぐらいかかりますと、ゆえにこのぐらい出てきます、ですから毎年このぐらいずつ払っていきますという部分の中のそういった資料関係のものを全部徴集していますか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 一応、年度別の返済計画ということで、年度ごとの収支を提出してもらい、それに基づいて承認したということでございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 1番。
- ○1番(竹中弘光君) その部分は、今も言いましたけれども、それはあくまでも予定でございますので、その部分については幾らでもこのようにしますということを最初はできるんですけれども、ただ皆さんも心配しているんですけれども、あくまでも540万円とここに数字を入れて毎年返しますよというようになってきますと、それが履行できないときには債務不履行ということになってくるわけです。逆に言うと、その部分で心配するのは、4番議員言いましたように最初に2,700万円は残しておくべきだと思うんだよね。そこの内部情勢の中である程度中身でもって出さないで決めておいて、このぐらいで5年で返してくださいよというほうがまだよかったと思うんですけれども、このように出してしまうとそれこそ返せなかったときには債務不履行になるし、逆に言うと、返すために今度は指定管理料を上げてくださいと、そういうことにもなりかねないと考えているので質問しておりますけれども、その点はどうでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 明確な返済計画がないと、町としても歳入の確約ができませんので、 その点に関しては返済計画に基づいて、今回は歳入として予算計上してございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 1番。
- ○1番(竹中弘光君) 水かけ論になってしまいますけれども、今も言った明確な財源がないとという部分でございますけれども、その部分が本当に確約できるんですねということをもう一度質問しましてですね、そういうものであれば長期返済でもっても、それはそうですねと言いたいんですけれども、だからあくまでもその部分の中で、払えなければ指定管理料云々ということはないですねということを最後に確認しておきたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 公社の運営に関しましては、公社に鋭意努力していただいて、返済計画どおり返済していただきたいと考えてございます。

- ○議長(遠藤釈雄君) ほかに。2番。(「関連でお願いします」の声あり)はい、関連。
- ○2番(佐々木敏雄君) 今お二人が質問しましたけれども、確かに当初予算のときは、償還計画を立てて6月に補正するというような答弁をいただいた記憶があるんですが、昨日の行政報告で休館日等を設けることもお話がありましたけれども、当然そういうところまで加味しての償還計画を立ててあるものと思いますけれども、その償還計画を示してもらうとかそういうことはできないのかどうか、その辺をお伺いします。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。

休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時13分

[出席議員数休憩前に同じ]

〇議長(遠藤釈雄君) 再開します。

企画財政課長。

- **○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 公社から提出いただいた償還計画に関しましては、上司とも相談して確認してございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- ○2番(佐々木敏雄君) ちょっときのうの行政報告に絡みますけれども、休日とかも設けてあって、その辺、入館者等の見込みは、平成28年、29年だと当然30年度は、まあ減るかふえるかはちょっとわかりませんけれどもね、違ってくるものと思うんですけれども、その辺どのように見ているのか。そういう話し合いは当然あったと思いますけれども、その辺は実際に上司と相談ではなくて、実際のその数字を見て返済が可能だと判断したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思いますけれども。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 大変ご心配をおかけしております。議会に諮って指定管理者ということで指定したわけでございます。当然その中には、そういった信頼関係もございます。当然、借財ですから、返還計画書もございますので、当然その履行は求めます。そういうことが不可能であると認めた場合につきましては、指定管理者にはいたしませんでした。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** きのうの報告書では、協定書があって、指定管理者にお願いしたということですけれど も、それで休館日とか指定しているわけですけれども、そういう定めとか、そういうものは当然町長と、受ける ほうですか、公社のほうでの話し合いで決められるという条項は当然あるものだと思いますけれども、その辺確 認しておきたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** 休館日につきましては、従来ですと隔週水曜日ということでしたが、その後段に、町長の 裁量で設けることができるとなっております。

**○議長(遠藤釈雄君)** ほかに。ございませんか。ほかに歳入に関して質疑ございませんか。それでは、歳出に移ります。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、歳出に入ります。

1款議会費1項議会費について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

14ページから17ページになります。2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。2番。

- ○2番(佐々木敏雄君) 人件費について、ここで質問よろしいでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) いいです。
- **〇2番(佐々木敏雄君)** 43ページから46ページの明細で説明いただいたんですが、46ページの級別の職員数と、 こちらの総括の職員数の人数が違っている分の方は、どういう方を示しているのかお伺いします。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 2番議員のご質問で、人件費、給与費明細での43ページにあります一般職、総括の職員数と46ページにあります級別職員数の合計の差異があるということの内容ということかと思われますけれども、捉え方が若干違いまして、給与費明細、2の一般職の総括のほうの職員数につきましては給料を支払う職員数ということで普通職員と再任用職員、それから育児休業されている方で年度内に復職されると見込まれる方を、職員数の計上をしてございます。それで、内訳ですけれども、今回の場合ですと157人の一般職員、それから再任用職員が3人、育児休暇が今現在3人いるわけですけれども、そのうち1人が復職予定ということでの合計が161人となってございます。

ただ、46ページにあります級別職員数につきましては、捉え方が若干違うということですけれども、この中には再任用職員が含まれません、かつ、育児休暇の職員数3人おりますけれども、その3人全てを含んだ形になっておりますので、157人と育児休暇の職員3人をプラスした160人ということで、級別職員数のほうが1人少ないというふうな形になっておるものでございます。終わります。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- ○2番(佐々木敏雄君) 再任用職員の分は入っていないということが大きい要因なんだろうと思うんですけれども、職員の中で一応、産休や育休等の、今の答弁ありましたけれども、病休とかで休んでいる職員とかはそこにはいないということですか。無給の職員がいるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(渡辺信明君)** 病気休暇での無給の職員というのは、今現在おりません。(「了解です」の 声あり)
- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかに。3番。
- ○3番(佐々木みさ子君) 17ページの金のいぶきの広告料、10万8,000円というふうに先ほど説明いただいたんですけれども、どんな広告を考えているのかと、それから今出ている広告プラスだと思うんですけれども、どんな、10万8,000円でどれくらいのものを考えているのかと、あともう一つなんですけれども、サリナス訪問事業

委託料とあるんですけれども、これは先ほど表敬訪問ということでお話をいただきました。いつぐらいに行くのか、とりあえずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 3番議員のご質問で、一般管理経費の広告料とどういったものをするのかということでございますけれども、具体的にはインターネットのヤフー、グーグル等の検索ができるわけですけれども、その中でキーワードですね、「涌谷町の金のいぶき」ですとか、「健康食品」ですとか、そういったキーワードを入れるといろいろな検索がされるわけなんですけれども、その中に広告のタグが出されるということで、その中で涌谷町のクラウドファンディングの広告が出るわけですね。その広告をクリックすることで涌谷町のクラウドファンディングのページに移るというふうなことで、その広告をクリックして町のクラウドファンディングのページまで見ていただくと手数料がかかるというふうなものでして、1件当たりクリックするごとに50円ぐらいかかるということで、10万8,000円ですと10万円分の閲覧ができるということで、今回2,000件分の予算を計上させていただいたものでございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(佐々木健一君)** 説明不足で大変申しわけございませんでした。一応予定といたしましては、8月19日から23日、4泊5日で、参加者は4名を予定してございます。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 3番。
- **○3番(佐々木みさ子君)** 広告料の10万8,000円は、私も見ましたのでわかっております。ただ、これは追加で の広告料なのかなというふうに思いましたので、今お聞きしたんです。

きのうも一般質問でも言ったんですけれども、やはり私たちみずから食べてPRしないとなかなか、やはり地元からの発信じゃないかなと思うんです。贈答用とかで使うとすごく喜ばれて、それが継続してこの金のいぶきの消費につながっているのも私は身近で感じております。確かに広告も出して広く普及させることも大事だと思うんですけれども、やはり地元から食べて発信していく、「これ、おいしいんだよ」とか、贈答用のきれいなせっかくつくっていただいたあの袋に、袋を上げて食べ方とか。ただ、ちょっと難点だったのは加工品だということなんですね。だから、その辺というのもやはりうたって、賞味期限が6カ月ですよとかと言いながら、やはり口コミでも大いにPRして、私たちもしますし、この庁舎全体でやっていって広めていくということも大事じゃないかなというふうに思います。

それから、サリナスの訪問なんですけれども、これは表敬訪問ということなんですけれども、今後、中学生と の交流というのはどうするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 金のいぶきのPR活動ということでございますが、今回のクラウドファンディングにつきましては、地域ブランド米の創出事業の事業費に充てようということで、本年度新しい取り組みの中で行っているわけですけれども、今議員がおっしゃられたように口コミでのPRというのは当然、議員さん、そして職員、町民の方、それぞれがやっていただければいいものかなというふうに思っておりますし、町としてできるものということで、今回インターネットを通じての広告をしたいということでございます。

いろいろPR活動はこれまでやっておりまして、河北新報、それから大崎タイムスで取材を受けて、それを記

事にしていただいておりますし、町長におきましては、おおさきエフエムですとかエフエム仙台の中で、その放送の中でいろいろな、金のいぶきであったり、町のPR活動といったものをやらせていただいております。

先日の日曜日ですか、天平ろまん館のほうにも団体のツアーが160名ほど来ていただきまして、その方々にもパンフレットと金のいぶき、約1合なんですけれどもお配りをいたしまして、配っていただいたほかにあと試食もやっていただいてPRを行っているということでございますので、町が金のいぶきのよさを知るというのは第一だとは思いますけれども、それを町民全体で外のほうに広められるようにやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 町長。
- ○町長(大橋信夫君) 金のいぶきにつきましては、大変ご心配いただきましてありがとうございます。なおかつ、 一生懸命宣伝してくださるということで、発案した者として大変心強く思っておりますが、サリナスのことですが、ここにサリナスとの平成元年からの記録がございます。中学生の報告書もございます。それだけこの年数で向こうの方々にお世話になりました。議員も向こうへおいでになったことあると思いますので、向こうでのホストファミリーだったり、そういったお世話をしていただきました。

今回お休みすることになったんですが、それがメール1本でいいのかと、それが30年間の恩義なのかということで、ある程度区切りをつけながら、そしてまた今後のことについてお話をしてまいりたい。なおかつ、2020年にオリンピックがございます。それで、宮城スタジアム、利府のあそこでサッカーがございます、予選ですけれども、その中に来た際にはアメリカのお客さんもぜひ涌谷町のほうへ招待したいと、そのような申し伝えをしていきたいと思います。

いずれにいたしましても、大変お世話になりましたので、非礼のないように指示してきたいと、このような形での考えの今回の予算づけです。

- ○議長(遠藤釈雄君) 中学生については、教育長、現時点でどんな考えを持っているか、あれば。
- ○教育委員会教育長(佐々木一彦君) 今回、イングリッシュキャンプに変更したんですけれども、より多くの子供たちにより多くの英語の機会を与えたいということで今回企画いたしました。当分このイングリッシュキャンプを継続してみたいと。また、その効果を確かめながら機会があれば、経済的に今回サリナスに行くのに1,000万円というお金がかかるということがありましたので、それよりももっと多くの子供たちに体験させたいということで、この企画をもう少し、今回初めてですのでぜひ成功させて、引き続きできればいいかなというふうには考えております。
- O議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

O議長(遠藤釈雄君) それでは、16ページから19ページまでになります。 2 項徴税費について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

18ページから19ページ、3項戸籍住民基本台帳費、これは人件費のみでございますが。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。

18ページから21ページになります。5項統計調査費について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に進みます。

20ページから23ページになります。 3 款民生費 1 項社会福祉費について質疑ございませんか。よろしいですか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に進みます。

22ページから25ページになります。2項児童福祉費について質疑ございませんか。10番。

**〇10番(門田善則君)** 児童虐待防止対策経費という項目がありますが、今、近年ですね、日本全国で児童の虐待が親御さんによって行われる部分が大変多くて、当町においてはどういう実態になっているのかわかりませんので、その辺についてちょっとお聞きしたいなと思います。

まずもって、当町にはそういった部分の中で、ご相談なり対策なりしたことがあるのかないのか、お聞きしたいと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。
- **〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君)** お答えいたします。

当町において、虐待の事例があるかどうか、相談を受けたことがあるかどうかだと思います。当町において、 私どものほうで子ども家庭支援拠点ということでそういった相談を受けております。今ちょっと資料を探させて いただいてよろしいですか、実態のほうを。

〇議長(遠藤釈雄君) 休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

- ○議長(遠藤釈雄君) 再開します。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 虐待相談件数でございますけれども、平成29年度、ちょっと細かい数字は今あれなんですけれども、500件以上、新規ではないんですけれども1年間で、平成29年度は500件以上の相談を延べで行っております。それで、虐待協議会というのがございますけれども、要対協受理世帯でございますが21世帯、そして児童数は42で、先ほど述べた五百何件というのは、虐待を受けた子供だけではなくてさまざまな相談件数となっております。以上です。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 10番。
- ○10番(門田善則君) ちょっと私も担当外の所管外ですので、その辺わからなかったんですが、かなり多いんだなというふうな実感でございます。その中でも21件、そして42人の子供という部分の中では、どういった事例なのかわかりませんが、今全国ではニュースになると相当ひどい虐待があると。これが当町においてはなければいいんですけれども、今の親御さんの気持ちはよく私はわからないんですが、なぜ自分のかわいい子供をそういっ

たことをするのかわかりませんが、今後ですけれども、こういった相談を受けたときに町として、また担当としてどういったアドバイスをし、またこの事例については児童相談所に回さなきゃならないとかというのがあると思うんですが、その辺の基準等については町として考えているのか、あるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。
- **〇町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君)** お答えいたします。

まず、虐待相談、先ほど説明が不足しておりましたので、受理世帯数の21件のうち、身体的虐待が1件、ネグレクトが14件、そして心理的虐待が6件というふうになっております。ネグレクトというのは、要は育児放棄というか、例えば食べ物を与えないとか、服装を気を遣わないとか、そういったことになります。

それで、私どもの対応なんですけれども、昨年、子ども家庭支援の拠点を宮城県で初めて設置しております。 いち早くこういった事例に対応したいという思いで設置しておりまして、相談員、ことしですね、正職で保健師 1名、社会福祉士1名、それから週3日の勤務の教員を退職した方1名を設置しております。その3名で相談を 受けております。その中で、今回のような痛ましい事例が起きないように早目の対応をとっております。

内容につきましては、まず一般の方は、何か不穏なお子さまなり保護者の方を見つけたならば、通告の義務がございます。私どもにお知らせ、もしくは相談をしていただきたいと思っております。その中で緊急を要する事例につきましては、警察に直接、または189――「いち早く」と覚えていただきたいんですけれども、189は24時間365日つながります。ここに通話いたしますと、それが児童相談所に行きます。そして最終的には私どもに来るようになっておりますので、その相談内容に応じて、児童相談所に送致したらいいのか、警察に相談したほうがいいのか、それから私どもの相談で見守っていくのか検討して、それに沿って支援を行っていきたいと、そういうふうに決めております。以上です。(「了解です」の声あり)

- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかにございませんか。2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** 23ページの児童館施設整備費についてちょっとお伺いしますが、これは前にも検討の段階で、学校と区分しなくちゃいけないようなことを聞いたことあるんですけれども、その辺はどうなのか、学校の敷地を利用してそこに通えるのかどうか、その辺を確認したいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) お答えいたします。
  学校と区分をして建設しなければならないというような規定は、なかったと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** 放課後、学校の管理になるのと区分しなくちゃいけないというようなことを聞いたんで すが、それは区分しなくて、学校の敷地内を通ってそこに通えるのかどうかを確認したいと思います。

というのは、もしできないのであれば、そこも含めて、通学路というのかあれですけれども、整備もしなくちゃいけないかなとちょっと思ったものですから、お聞きします。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 学校と区分しなくてはいけないという規定はございませんけれども、例えば学校の施設内でしたらば、ある程度管理を分けて、お互いに管理を分けてする必要が、協議をする必要があると思います。

それで、敷地内の建設に関して、通学路ということですけれども、学校側と協議して中を通ることは何ら問題はないと考えておりますけれども、ただ、保護者の送迎に車、駐車場も兼ねるかと思いますので、そういったときに事故に巻き込まれないように、歩行道路ですね、歩行路の確保はいたしたいと考えております。

そして、今回示しました建設計画は、建物だけの金額を出しております。今後、外構、それから駐車場整備と か、また別途ご相談したいと考えております。以上です。

- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** もしそういうことが必要な場合は、この補助事業とかも当然利用できるということですか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 子育て支援室長。
- ○町民医療福祉センター子育で支援室長(木村智香子君) 今回のこの補助事業は、外構とか、それから通学路とかは該当になりません。建物になります。以上です。
- ○議長(遠藤釈雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に進みます。

24ページから25ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

26ページから27ページ、4項医療センター費について質疑ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 同じく26ページから27ページになります。6款農林水産業費1項農業費、これも人件費の みでございますが、よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

26ページから29ページまで、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。2番。

**○2番(佐々木敏雄君)** 企業の誘致対策経費についてお伺いしますけれども、条例で今回出ましたけれども、そ れとの整合性というか、当然そこは図られているものなのでしょうか。

というのは、恐らくこれ、固定資産の関係の金額も含めてあるのかなと思うんですが、今回出てきた条例の中でも当然そこは減額する、減額というか、国のほうなりの補助があると私は理解したんですけれども、それはまた別なんでしょうか。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 企業立地推進室長。
- **○まちづくり推進課企業立地推進室長(大崎俊一君)** 今回新規で1社、該当になる方につきましては、まるっき り町の条例での補助となります。国のほうにつきましてはまだ、国というか、先ほど条例を改正した件で該当す る企業はまだないということをお伝えさせていただきます。(「了解です」の声あり)
- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。
  - 28ページから29ページの1項土木管理費について質疑ございませんか。9番。
- ○9番(杉浦謙一君) 土木管理費、木造住宅耐震改修工事ということで、先ほど説明があって、歳入で社総交と 県補助金で予算が出てということで40万円を計上したというふうに捉えたんですけれども、当初予算で2棟で80 万円という耐震工事の補助金を計上していましたけれども、それはそれとして、そうするとこの補助金は相手は いないけれども計上したということでよろしいのか。本来だったら2棟を、足りなくなってもう1棟、多分これ は40万円って1棟でしょうから、1棟の補助金だと思うんですけれども、そういった点はどうなんでしょうかね。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- ○建設課長(佐々木竹彦君) ちょっと説明が不足したと思います。当初で40万円ずつ、2棟でございました。それに対しまして、国で10万円、それから県で10万円、2棟分に対して上乗せになったような形になります。だから、整備するのは、改修するのは2棟だけとなります。補助金額は1棟当たり60万円となります。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 9番。
- **〇9番(杉浦謙一君)** そうすると、やはり歳入で説明した2棟ということで間違いないと、予定どおりの棟数ということでよろしいのでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 建設課長。
- ○建設課長(佐々木竹彦君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。1番。
- ○1番(竹中弘光君) 議長に判断していただきたいんですが、議題外になる可能性もあるんですけれども、今耐震ということで、先般、大阪北部地震でブロック塀の倒壊ということで問題になっております。それで、涌谷町におきまして、東日本大震災を経験してそういった建物の部分はある程度改修になっていると思うんですけれども、現在その部分で、もう7年たっていますので、そういうことが出ましたので、涌谷町としてそういう部分をつかんでいるかどうかという部分、万が一というか、あってからは困るので、そういう部分はいかがでしょうか。
- **〇議長(遠藤釈雄君)** 建設課長、これは震災対応ということであれば、とりあえずここで町の見解を示していた だきたいんですが。
- **〇建設課長(佐々木竹彦君)** 東日本大震災の後、やはりブロック塀の危険な箇所と、それから建物なんかは撤去 された部分も多いんですけれども、改めてまた大阪の地震を含めて県のほうから一斉調査をするような内容で来 ていますので、その内容と、あと教育委員会のほうと通学路の安全の確保も含めてちょっと検討させていただき たいと思います。

ただ、緊急に危険な箇所というのは、今重大には把握しておりません。

- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。
  - [「なし」と言う人あり]
- ○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に進みます。

28ページから31ページまでの 2 項道路橋りょう費について質疑ございませんか。よろしいですか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは、30ページから31ページ、4項住宅費について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

同じく30ページから31ページ、10款教育費1項教育総務費について、人件費のみでございますが。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

32ページから33ページ、2項小学校費について質疑ございませんか。10番。

- O10番 (門田善則君) 遊具の撤去工事ということで、さっきの説明ですと老朽化している部分のということでした。それに関連して、さっき 1 番が関連で言ったんですけれども、私もここで聞こうと思って構えていたんですが、大阪の地震によって通学路でブロック塀が倒れて、9歳の小学校 4 年生が死亡した事件がありました。恐らく事件というふうな形になると思うんですが、宮城県内では宮城県沖地震以来、ブロック塀に関しては規制が厳しくなり、そういった部分では把握もされているというふうになっておりますが、気仙沼市で急遽通学路の安全点検をしたところ、何カ所も危ないところが見つかったという事例があります。涌谷町はどういう対応をしたのか、教育委員会は即動いたのか、その辺についてお伺いします。
- ○議長(遠藤釈雄君) 教育長、これは議題外でありますけれども、対応だけは確認させてください。
- ○教育委員会教育長(佐々木一彦君) お答えします。

県教委から、早速調査するようにという指示が参りました。我々としても、まず校地内、子供を命の危険にさらしてはいけないということで指示を出しております。それから、今度区長会がありますので、区長さん方にも 地域の点検をしていただきたいというお願いをするつもりでおります。以上です。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 10番。
- ○10番 (門田善則君) 議題外と議長のほうに言われてしまったんですが、遊具の安全性ということであれば通学路の安全性だってあるわけですから、そういった意味では常に安全を確保するのも教育委員会の使命でありますので、私からすると、やっぱり気仙沼市と同じような部分の中で早速に確認をし、危険がないかあるかということを把握すべきだろうと。それを後で地域の方にお願いする、区長さんにお願いする、それもいいと思います。悪くはないと思いますけれども、やっぱりそういうふうな形で教育委員会みずからいろいろと回っていただいて、そして学校の先生方なんかだけ頼りにすることでなくて、よく最終的な判断をするときに、学校の先生方と教育委員会が全然、温度差がある場合がいろいろ事件が起きてからあるんですね。涌谷町はそういうことはないと思いますが、ぜひそういった部分では先取りして、教育長の器の大きさもありますけれども、ぜひその辺で大きな手腕を発揮していただくとありがたいなと思うし、もしそういうことが見つかった場合、どういった対処をするのかというのが非常に微妙な部分があります。一般のブロック塀、私のブロック塀、公共的なブロック塀といろいろあります。その辺についてのご理解をどんなふうにしているか、ちょっとお聞かせ願いたいと。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 教育長。
- ○教育委員会教育長(佐々木一彦君) ご指導ありがとうございます。早速動ける、指示だけじゃなくて行動に移したいと思います。

先ほども申しましたけれども、やっぱり命の危険にさらすということは、もう絶対あってはならないことです

ので、そうならないように全力を尽くして頑張りたいというふうに思っております。(「了解」の声あり)

- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- **○2番(佐々木敏雄君)** 今度は遊具のことでお伺いしますが、先ほど、幼稚園は撤去して、またつけかえするということですけれども、小学校のほうは撤去だけなんでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) ご心配いただきありがとうございます。小学校につきましては、今回は撤去のみと考えておりまして、あとは学校と相談しながら、必要とあれば予算要求のほうをさせていただきたいと思います。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 2番。
- **〇2番(佐々木敏雄君)** 危険だから撤去することはいいと思いますけれども、必要であるかどうかというのは、 必要だから設置しているのであって、それは早急に設置すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(熱海 潤君) これについては、学校とも相談しておりますけれども、今回 撤去するものの中には、鉄棒とかというのはほかにも使えるものがございますし、そういったことで現在のとこ ろ撤去のみを考えておるところでございます。
- ○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかにございませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(遠藤釈雄君) それでは、次に進みます。

32ページから35ページまで、3項中学校費について質疑ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 34ページから35ページまで、4項幼稚園費について質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 次に進みます。

36ページから39ページまでになります。5項社会教育費について質疑ございませんか。よろしいですか。 [「なし」と言う人あり]

- ○議長(遠藤釈雄君) 38ページから39ページまで、6項保健体育費について質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(遠藤釈雄君) 40ページから41ページ、14款予備費1項予備費について質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番、賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)ほかにございませんか。 4番、賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり)ほかにございませんか。(「なし」の声あり) それでは、4番。

**〇4番(稲葉 定君)** 先ほど、振興公社の件につきまして、当初予算のときに反対したものですから、そのボタンのかけ違えが今でも継続しているという私の理解の仕方で、今回も賛成するわけにはまいりません。その1点

で、申しわけないんですけれども、反対とします。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 8番。
- ○8番(久 勉君) 今回の補正予算で、特に老人福祉費で高齢者複合施設空調設備改修工事とかですね。これは、24時間365日、お年寄りの方々が生活する場所ですので、こういった措置を早急にやっていただくことは、大変そこの利用者にとってもありがたいことだと思います。

また、児童館施設整備費で放課後学童クラブ施設整備設計業務委託料ということで、ぜひ、一小・月将館学区だけが4年生までしかやられていないということはやはり、篦岳地区は6年生までということなので、涌谷の町に住んではどこに住んでも同じサービスが受けられるということが大切なことだと思いますので、そういったのに早急に手をつけていただいたことと、それから小学校管理費で臨時教諭補助員賃金、これはいつも申し上げていたんですけれども、例えば第一小学校ですね、本町から帰るとき、職員室の電気が夜の10時ごろまでついていたりとか、何で先生方はこんなに遅くまで働かなきゃならないのかということですね。やはり先生方には子供と接する時間をできるだけ多くしていただくこと、それから先生方に、これは町だけの問題でないかもしれません、県教委からいろいろな報告書の提出とかあるわけですから。でも、その事務と教員本来の業務との役割分担というんですかね、そういったのをきちんとすることによって先生方が子供と向き合う時間をたくさんとれるように配慮していただくことでの、まだ初めてのことかもしれませんけれども、ぜひこれは学校現場と話し合いをされて、涌谷の学校の先生方はそういった雑務はさせないような方策をとっていただきたい。

この3点の予算化によって、早急にやっていただいた、いただくということで、賛成といたします。

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

O議長(遠藤釈雄君) 起立多数でございます。

よって、議案第50号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。 休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(遠藤釈雄君) 再開いたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第15、議案第51号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ19万3,000円を増額し、総額を21億2,681万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動による職員人件費について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 (「省略」の声あり)

○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第16、議案第52号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**〇町長(大橋信夫君)** 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ304万8,000円を減額し、総額を17億9,665万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動による職員人件費について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 (「省略」の声あり)

○議長(遠藤釈雄君) 説明を省略し、これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇議長(遠藤釈雄君)** 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第17、議案第53号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、人事異動による人件費の増により、収益的支出において68万2,000円の増額補正をお願いするもので ございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 (「省略」の声あり)

○議長(遠藤釈雄君) よろしいですか。(「省略」の声あり)

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願・陳情審査報告の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第18、請願・陳情審査報告。

かねて総務産業建設常任委員会に付託しておりました、栗原市の放射性廃棄物処理の隔離保管状況を検証し、 住民の不安・保管農家の負担軽減を最優先する一括保管を求める陳情書についての委員長報告を議題といたしま す。

ここで、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会、門田委員長、報告をお願いします。

○総務産業建設常任委員長(門田善則君) それでは、総務産業建設常任委員会に付託されていました陳情についての報告を申し上げます。

涌委第24号

平成30年6月15日

涌谷町議会 議長 遠 藤 釈 雄 殿

総務産業常任委員会 委員長 門 田 善 則

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

- 1 受理番号 平成30年陳情第4号
- 2 付託年月日 平成30年3月16日
- 3 件 名 栗原市の放射性廃棄物処理の隔離保管状況を検証し、住民の不安・保管農家の負担軽減 を最優先する一括保管を求める陳情書
- 4 審査の結果 不採択とすべきもの
- 5 調査内容
- (1) 平成30年4月16日 町内農林業系廃棄物の保管状況・一時保管施設を現地調査 委員全員と農林振興課長、事務局職員で現地を確認した。
- (2) 平成30年4月20日 栗原市内現地調査

委員全員と農林振興課職員2名、事務局職員で宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部職員2名、栗原市農林振興部放射性廃棄物等対策室職員1名から栗原市の農林業系廃棄物の保管経過と現状について説明を受け、市内2カ所の一時保管施設を調査した。

6 委員会意見

放射性廃棄物の量の多いところを中心に、交通の便、火災を考慮し、また、住民の他所からの持ち込みに難 色が見られる等の理由から、栗原市は集約保管を5カ所に行っているものの、一括保管はなされていない。規 模の大小はあっても、栗原市も涌谷町も統一された保管基準に基づいて保管されており、調査の結果、当町の 保管状況は栗原市の保管状況と何ら乖離がないことから、現在の保管方法に問題はないと考えられる。 以上であります。

**〇議長(遠藤釈雄君)** これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

平成30年陳情第4号 栗原市の放射性廃棄物処理の隔離保管状況を検証し、住民の不安・保管農家の負担軽減を最優先する一括保管を求める陳情書については、委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(遠藤釈雄君) 起立全員であります。

よって、平成30年陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

### ◎請願・陳情

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第19、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、配布といたしましたので ご了承願います。

#### ◎議員の派遣について

○議長(遠藤釈雄君) 目程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

**〇事務局総務班長(今野千鶴君)** 朗読いたします。

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。 なお、変更については議長に一任する。

記

- 1、件名、町村議会議員講座。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、宮城県自治会館。 期日、平成30年7月24日火曜日から25日水曜日。派遣議員、全議員。
- 2、件名、町村議会議員研修会。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、加美町バッハホール。期日、平成30年8月30日木曜日。派遣議員、全議員。 以上です。
- ○議長(遠藤釈雄君) お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することに ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

### ◎休会の宣告

○議長(遠藤釈雄君) 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。 お諮りいたします。

本会議は、この後、あす6月22日から12月28日までの189日間を休会といたしたいと思います。これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、あす6月22日から12月28日までの189日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時25分